

茨城キリスト教大学動物実験規程

(趣旨等)

第1条 この規程は、茨城キリスト教大学（以下「本学」という。）において行われる動物実験の取扱いおよび動物実験等に係る組織・手続きについて定め、実験の科学的合理性、環境保全および教職員・学生等の安全の確保はもとより、動物福祉の向上に資することを目的とする。

2 動物実験等の実施にあたっては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日、日本学術会議策定。以下「ガイドライン」という。）、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程に定めるところによる。

3 動物実験等の実施にあたっては、法および飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（Replacement：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（Reduction：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）および苦痛の軽減（Refinement：科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3Rに基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 動物実験等

動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 実験動物

動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類または爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。

(3) 動物実験施設

実験動物を恒常的に飼養もしくは保管または動物実験等を行う施設・設備をいう。

(4) 実験室

実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。

(5) 施設等

飼養保管施設および実験室をいう。

(6) 動物実験計画

動物実験等の実施に関する計画をいう。

(7) 動物実験実施者

動物実験等を実施する者をいう。

(8) 動物実験責任者

動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

(9) 管理者

実験動物および施設等を統括的に管理する者をいう。

(10) 実験動物管理者

実験動物の管理を担当する者をいう。

(11) 飼養者

実験動物管理者または動物実験実施者の下で実験動物の飼養または保管に従事する者をいう。

(12) 管理者等

学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者をいう。

(13) 指針等

動物実験等に関して行政機関の定める基本指針およびガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託する場合、委託先においても、指針等に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施に関し統括管理する。

(動物実験委員会)

第5条 本学に、動物実験計画の承認、実施状況および結果の把握、施設等の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開その他動物実験等の適正な実施に関して報告または助言を行う組織として、茨城キリスト教大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(動物実験計画)

第6条 動物実験責任者は、次に掲げる事項を踏まえて動物実験審査申請書および動物実験計画書を作成し、学長の承認を得なければならない。承認を得た実験計画を更新または変更しようとする場合も同様とする。

(1) 研究の目的、意義および必要性の検討

動物実験計画の立案にあたっては、研究の目的、意義および必要性を十分に検討し、不必要な動物実験等は避けること。

(2) 代替法の利用

動物実験等の実施にあたっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により、実験動物を適切に利用することに配慮すること。

(3) 実験動物の選択

動物実験等の実施にあたっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、次に掲げる事項を考慮し、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

ア 動物実験等の目的に適した実験動物の種の選定

イ 動物実験成績の精度および再現性を左右する実験動物の数

ウ 実験動物の遺伝学的および微生物学的品質ならびに飼養条件

(4) 苦痛の軽減

動物実験等の実施にあたっては、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと。

(5) 人道的エンドポイント

苦痛度の高い実験、あるいは致死的な動物実験等を行う場合、実験に伴う激しい苦痛から実験動物を解放するためのエンドポイント（実験打ち切りの時期）を設定すること。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(遵守事項等)

第7条 動物実験実施者は、動物実験等の実施にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項

ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等を利用すること。

イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮すること。

ウ 適切な術後管理を行うこと。

エ 適切な安楽死の方法を選択すること。

- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における規程等に従うこと。
 - (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等については、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
 - (5) 実験実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画が完了したとき、または動物実験計画を中止したときは、動物実験結果報告書を作成し、学長に提出しなければならない。
 - 3 動物実験責任者は、動物実験計画に定める動物実験等の実施期間が複数の年度にわたる場合には、当該期間中の各年度（動物実験計画が完了した日または動物実験計画を中止した日が属する年度を除く）が経過するごとに、当該年度における動物実験等の実施状況について報告書を作成し、学長に提出しなければならない。
 - 4 学長は、動物実験等が適正に実施されていないと認めるときは、委員会の助言に基づき、当該実験の中止等を命ずることができる。

（施設等の設置）

- 第8条 施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者は、申請書を学長に提出し、その承認を得なければならない。承認を得た施設等を変更しようとする場合も同様とする。
- 2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の審査を経て、その承認または不承認を決定し、当該管理者に通知するものとする。
 - 3 管理者は、施設等の設置について学長の承認を得た後でなければ、当該施設等での飼養、保管および動物実験等を行わせることができない。

（施設等の要件）

- 第9条 実験動物施設は、次の要件を満たさなければならない。
- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
 - (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
 - (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
 - (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
 - (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
 - (6) 実験動物管理者がおかれていること。
- 2 実験室は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
 - (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理)

第10条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

- 2 学長は、実験動物の管理もしくは施設等の維持管理が不適切であると認める場合は、委員会の助言に基づき、管理者に対し、当該施設等の改善もしくは使用の一時停止を命じ、または設置の承認を取り消すことができる。

(施設等の廃止)

第11条 管理者は、施設等を廃止する場合は、施設等廃止届を学長に提出しなければならない。

- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養実験施設に譲り渡すよう努めなければならない。

(標準操作手順書の作成および周知)

第12条 管理者および実験動物管理者は、実験動物に係る飼養および保管の標準操作手順書を定め、動物実験実施者および飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康および安全の保持)

第13条 管理者等は、関係法令および指針等を遵守し、実験動物の健康および安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第14条 管理者は、実験動物の導入にあたっては、関連法令および指針等に基づき適正に管理している機関より導入するものとする。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入にあたっては、適切な検疫、隔離飼育等を行い、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌および給水)

第15条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(健康管理)

第 16 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害を被り疾病に罹った場合、適切な治療等を行わなければならない。

(異種または複数動物の飼育)

第 17 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種または複数の実験動物を同一施設内で飼養または保管する場合は、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存)

第 18 条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、飼養保管した実験動物の種類と数等について、年度ごとに学長に報告しなければならない。

(譲渡等における情報提供)

第 19 条 管理者等は、実験動物を譲渡ときは、譲渡を受ける者に対して、当該実験動物の特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第 20 条 管理者等は、実験動物の輸送にあたっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康および安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

(危害防止)

第 21 条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者について、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等を予防する措置を講ずるとともに、これらの事故が発生した時に必要となる措置を講ずるための体制を整備しなければならない。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養または保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触することがないように、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第 22 条 管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止および環境保全上の問題の発生防止に努めなければならない。

(教育訓練)

第 23 条 実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者に対する教育訓練は、委員会が行う。

2 実験動物管理者、動物実験実施者および飼養者に対する教育訓練は、次に掲げる事項に関する教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

3 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存する。

(自己点検・評価および検証)

第 24 条 動物実験責任者は、第 7 条第 2 項に規定する動物実験結果報告書を作成する場合には、動物実験等の実施状況について自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

2 管理者は、第 18 条第 2 項に規定する動物の種および数等に係る報告をする場合においては、動物実験施設および実験室の管理状況について、自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 学長は、前二項に規定する動物実験責任者または管理者による自己点検および評価の報告を受けたときは、委員会における審議または調査を経て、本学の動物実験に関する自己点検・評価を行わなければならない。

4 学長は、前項に規定する自己点検・評価の結果について、外部検証を受けるよう努めなければならない。

(情報公開)

第 25 条 学長は、本学における、動物実験等に関する情報を毎年 1 回程度公表するものとする。

(守秘義務)

第 26 条 管理者等、委員会の委員および動物実験等に関する業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第 27 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

第 28 条 この規程の改定は、委員会の議を経、合同教授会の審議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、2010 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規程は、2015 年 10 月 1 日から施行する。